

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年12月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

脱退手当金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2200031 号
厚生局事案番号 : 北海道 (脱) 第 2200001 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 38 年 5 月 21 日までの請求期間及び昭和 40 年 7 月 11 日から昭和 42 年 4 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 38 年 5 月 21 日まで
② 昭和 40 年 7 月 11 日から昭和 42 年 4 月 21 日まで

支 給 済 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 37 年 2 月 28 日まで
② 昭和 37 年 2 月 28 日から昭和 38 年 2 月 20 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 21 日から昭和 38 年 3 月 21 日まで
④ 昭和 38 年 3 月 21 日から昭和 38 年 5 月 21 日まで
⑤ 昭和 40 年 7 月 11 日から昭和 42 年 4 月 21 日まで

年金記録によると、請求期間①及び②について、脱退手当金が昭和 43 年 5 月 25 日に支給された記録となっているが、脱退手当金をもらった記憶はないので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間（以下「厚年期間」という。）をその計算の基礎とするものであるところ、支給済期間④及び⑤の間にある 2 回の厚年期間（昭和 38 年 5 月 21 日から昭和 40 年 4 月 21 日までの期間及び昭和 40 年 4 月 23 日から同年 7 月 10 日までの期間）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、当該 2 回の未請求の厚年期間と支給済期間③、④及び⑤である厚年期間の事業所は同一企業であることから、請求者が自らの同一企業に係る 5 回の厚年期間のうち 2 回も失念するとは考え難い。

また、当該 2 回の未請求の厚年期間と支給済期間である 5 回の厚年期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。